

2024年4月10日現在

書籍をご購入いただいた皆様へ

大原出版株式会社

2024年対策 旅行業務取扱管理者試験
標準テキスト 2. 旅行業法・約款 改訂のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正等の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

- ・2024年対策 旅行業務取扱管理者試験
標準テキスト 2. 旅行業法・約款 10版（2024年1月17日発行）
ISBN 978-4-86783-098-7

改訂内容

頁	内 容 （ <u>下線部分</u> が改正点になります。）
180ページ 国内航空 運送約款	(2-4. 座席の予約の(6)) 座席予約の申込みは、航空会社の事業所において搭乗希望日のJALの場合には <u>360日前</u> 、ANAの場合には355日前より受け付ける。ただし、航空会社が特定の旅客運賃を支払う旅客につき別段の定めをした場合は、この限りではない。
193ページ モデル宿泊約款	(Section 1 適用範囲の(1)) ホテル（旅館）が宿泊客との間で締結する宿泊契約は、約款に基づいて行われる。約款に定めのない事項については、 <u>法令等（法令又は法令に基づくものをいう。）</u> 又は一般に確立された慣習によるものとする。
194ページ モデル宿泊約款	(<u>新設：施設における感染防止対策への協力の求め</u>) <u>ホテル（旅館）は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法第4条の2第1項の規定（特定感染症が国内で発生している期間に限り、その症状に応じて、特定感染症（感染症法における一類感染症、二類感染症、<u>新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者及び新感染症の所見がある者</u>）の感染防止に必要な協力を求めることができる。）による協力を求めることができる。</u>

<p>195ページ モデル宿泊約款</p>	<p>(Section5 宿泊契約締結の拒否)</p> <p>ホテル（旅館）は、次に掲げる場合には、宿泊契約の締結に応じないことがある。<u>ただし、ホテル（旅館）が、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではない。</u></p> <p>① 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき</p> <p>② 満室（員）により客室の余裕がないとき</p> <p>③ 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき</p> <p>④ 宿泊しようとする者が、次のいずれかに該当すると認められるとき</p> <p>イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき</p> <p>ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの</p> <p>⑤ 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき</p> <p>⑥ 宿泊しようとする者が、<u>旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等であるとき</u></p> <p>⑦ 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（<u>宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。</u>）</p> <p>⑧ <u>宿泊しようとする者が、ホテル（旅館）に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき</u></p> <p>⑨ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき</p> <p>⑩ 都道府県の条例で規定する場合に該当するとき</p>
<p>195ページ モデル宿泊約款</p>	<p><u>(新設：宿泊契約締結の拒否の説明)</u></p> <p><u>宿泊しようとする者は、ホテル(旅館)に対し、ホテル(旅館)が Section 5 宿泊契約締結の拒否に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができる。</u></p>

<p>196ページ モデル宿泊約款</p>	<p>(Section7 ホテル(旅館)の契約解除権)</p> <p>(1) ホテル(旅館)は、次に掲げる場合には、締結した宿泊契約を解除することができる。<u>ただし、ホテル(旅館)が、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではない。</u></p> <p>① 宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき</p> <p>② 宿泊客が次のいずれかに該当すると認められるとき</p> <p>イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき</p> <p>ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの</p> <p>③ 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき</p> <p>④ 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき</p> <p>⑤ 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)</p> <p>⑥ 宿泊客が、ホテル(旅館)に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき</p> <p>⑦ 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき</p> <p>⑧ 都道府県の条例で規定する場合に該当するとき</p> <p>⑨ 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他ホテル(旅館)が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき</p> <p>(2) ホテル(旅館)が上記(1)の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は収受することができない。</p>
<p>196ページ モデル宿泊約款</p>	<p>(新設：宿泊契約解除の説明)</p> <p><u>宿泊客は、ホテル(旅館)に対し、ホテル(旅館)がSection7 ホテル(旅館)の契約解除権に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができる。</u></p>

197ページ モデル宿泊約款	<p>(Section8 宿泊の登録)</p> <p>(1) 宿泊客は、宿泊日当日、ホテル（旅館）のフロントにおいて、次の事項を登録しなければならない。</p> <p>① 宿泊客の<u>氏名、住所及び連絡先</u></p> <p>② <u>日本国内に住所を有しない外国人</u>にあつては、<u>国籍及び旅券番号</u></p> <p>③ その他ホテル（旅館）が必要と認める事項</p> <p>(2) 宿泊客が宿泊料金等の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、宿泊日当日にフロントにおいて宿泊の登録をする際に、それらを呈示しなければならない。</p>
-------------------	--

以 上